令和８年度　入学者選抜試験問題

国　　語

〔100 点
50 分〕

実施日：令和 7 年 12 月 4 日（木）

※下記の**〈注意事項〉**をよく読み，監督者の指示があるまで開かないこと。

〈注意事項〉

―　開始前　―

１．**試験時間**は 10：20～11：10 の **50 分**であり，途中退室は認めない。
２．**監督者の〈開始〉の指示があるまで，この問題冊子の中を開かないこと。**
３．解答用紙には，解答欄のほかに，**受験番号・氏名の記入欄**があるので，下記を参照し**記入・マークする**こと。
　●受験番号欄　上段に受験番号を記入し，さらにその下のマーク欄にマークすること。
　●氏名欄　　氏名・フリガナを記入すること。
４．解答用紙に**汚れ**がある場合には，挙手で**監督者に知らせる**こと。

―　開始後　―

１．この問題冊子は **27 ページ**である。確認してページの**落丁・乱丁・印刷不鮮明等**がある場合は，挙手で**監督者に知らせる**こと。
２．解答は，すべて解答用紙の所定の欄への**マークによって行う**こと。
　例えば［ 40 ］と表示のある問いに対して③と解答する場合は，次の(例)のように解答番号 40 の解答欄の③にマークする。

（例）

解答番号	解答欄				
	1	2	3	4	5
40	①	②	●	④	⑤

３．**マーク**は HB，2B，B の鉛筆で行い，所定欄以外にはマークしたり，記入したりしないこと。
４．**解答用紙は汚したり折り曲げたりしない**ように特に注意すること。
５．訂正は，消しゴムであとが残らないように**完全に消し，かすが残らないようにする**こと。
６．**質問等**がある場合は，挙手で**監督者に知らせる**こと。
　ただし，問題に関する質問は受け付けない。

（問題は次のページから始まる）

第1問　次の文章を読んで、後の問いに答えなさい。

一九九二年にリオデジャネイロで開かれた地球サミットで日系四世、十二歳の女の子のセヴァン・スズキが、「今の大人たちの暮らし方を見ていると、私たちが大人になるまでに地球が暮らせない場所になってしまうのではないかと心配になる」という気持ちを率直に語るのを聞き、なんとかしなければと思ったことを今も覚えています。私は私なりにそれにこたえようとしてきたつもりです。

というより、私は生きものの研究が仕事ですので、「人間は生きものであり、自然の一部です」という言葉がいつも頭の中にあり、自然を生かして暮らすのが気持ちよいのです。（　a　）、台所の生ゴミは庭の隅につくった落ち葉溜めに埋め込んでいます。こうすれば、生きものだった野菜くずはそのまま自然に戻れるからです。自然には原則、ゴミはありません。生きものの研究に関わってきて本当によかったと思うのは、生きもののことを知れば知るほど、自然を生かして生きるのが楽しくなってきたことです。このような文を書くのも、この楽しい気持ちをできるだけたくさんの方と共有できたら暮らしやすい社会になりそうな気がするからです。これが今一番願っていることです。

たまたま科学を勉強しましたので、生きものについて話す時にどうしても細胞とかＤＮＡなどという言葉を使うことになりますが、この見えない世界を感じることができるようになると、生きるのが楽しくなること請け合いですので、拒否せず時々その話も聞いてください。

話を地球サミットに戻します。実はセヴァン・スズキのスピーチから二〇年後、同じリオデジャネイロで開かれた会合で一人の大人がそれと同じようなスピーチをしました。子どもではないけれど、とても小さな国の人というところが、今の世界を動かす中心にいる人たちとは違う考え方ができる理由かもしれません。ちょっと子どもに近い面があるのではないでしょうか。いわゆる弱い人の仲間という点で。[A]子ども、女性、老人、障害者、貧しい人などなど……社会で弱者とされてきましたけれど、社会にはこういう人が大勢います。私も女性の老人ですから充分この仲間です。それを弱者と呼んで、いかにも役立たずのように扱っていたら、社会は成り立ちません

よね。

実は生きものを見ていると、弱いからこそみごとに生きるという面が見えてきます。

二〇一二年の地球サミットで、セヴァン・スズキや最近登場してたくさんの発信をしているグレタ・トゥンベリと同じことを大人の言葉で語ったのは、ウルグアイのムヒカ大統領です。「無限の消費と発展を求める社会は、人々も地球も疲弊させます。発展は幸福のためになされなければならないのです」というのがスピーチの趣旨でした。本質をついていますね。これだけ大事なことをキッパリと言う男性がいることにちょっと驚きます（（　甲　）と言われそうですが、男性は社会での地位を気にしてホンネをあまり言わないのは事実です）。

ムヒカさんは、このスピーチの中で「私の国は三〇〇万人ほどの国民しかいません。（　b　）世界で最も美しい牛が一三〇〇万頭、ヤギも一〇〇〇万頭近くいます。領土の八〇％は農地です」と語っています。この言葉の裏には、皆さんこの数字を聞いて後れた国だとお思いかもしれませんが、どうしてどうして、このような暮らしは悪くありませんよというメッセージが込められていると、私は受け止めます。《1》

私がムヒカ大統領を知ったのは、一緒に仕事をしていたイラストレーターが、こんなのつくりましたと言って見せてくれた『世界でいちばん貧しい大統領からきみへ』という絵本を通してでした。絵本の主人公が、二〇一〇年三月から五年間ウルグアイの大統領であり、先ほど紹介したスピーチを行ったホセ・ムヒカさんだったのです。ムヒカさんは、月一〇〇〇ドル、つまり一〇万円ほどで暮らしているなんて考えられませんが、とても楽しい日々のようです。

ホセ・アルベルト・ムヒカ・コルダーノという長い名前のこの方、一九三五年生まれとのことですので、私とまったく同世代です。国は違っても子ども時代を第二次大戦が行われていた世界の中で過ごしたことなど、同世代であるとどこかに共通点が見出せるものです。「貧しさ」はその一つです。誰が貧しいというのでなく、社会全体が貧しいという体験です。《2》

私の場合、太平洋戦争末期に暮らしていた東京に米軍機が爆弾を落とし始め、子どもたちだけ先生と一緒に田舎へ移る、いわゆる集団疎開が今も心に残る体験です。小学校三年生の時でした。この時の記憶といえば、まず毎日お腹が空(す)いていたなあということです。おやつはふかしたサツマイモの小さな一切れ、情けない話ですが、隣のお皿にのっている方が少し大きいなと思いながら、一切れを大事に食べました。家に帰りたいと思っても、みんなが我慢している時にそんなことは言えません。「今日は家に葉書を書きましょう」と先生がおっしゃると、必ず「毎日元気にしています」と書いていました。[B]食べものが欲しいとか、さびしいなどと書いたら、先生が直しましょうとおっしゃるのはわかっていましたから。

その後、家族が愛知県に疎開しましたので私もそこに移り、小学校四年生の時に敗戦となりました。東京に戻れたのは中学一年生の時です。戦後二年経ってもまだ社会は貧しいままでした。たとえば運動靴がお店にはなく、少しずつ学校に割り当てられるのです。一年生の時は五〇人近いクラスに二足が割り当てられ、くじ引きをしました。（　c　）、このような、ひもじかったり学用品が充分でなかったという生活を悲しんでいただけかというと、そんなことはありません。子どもとしてやることはたくさんあります。毎日石けりやなわとびを楽しみ、元気に遊んでいました。客観的には貧しい状況であっても、みんな同じなのですから気持ちは暗くはありませんでした。《3》

言葉は難しいもので「貧しい」というたった一つの言葉にもさまざまな意味が含まれています。新学年になったらクラスのみんなが新しい運動靴をはいているのに自分だけ買ってもらえないような貧しさは、厳しいですね。社会がどうあって欲しいかという願いを書き出したらいくらでもありますが、最も大事なのはこのような形の貧しさをなくすことではないでしょうか。［　X　］は厳しく、辛(つら)すぎます。

ムヒカ大統領に戻り、「地球サミット」でのスピーチに耳を傾けましょう。要旨をまとめます。

「この会で話されているのは、持続可能な発展と世界の貧困をなくすことです。でも今、富んでいる人々と同じように世界中の人

がなれるだけの原料は、地球にはありません。残酷な競争で成り立つ消費主義社会では〝みんなの世界をよくしていこう〟という（　乙　）はできません。人類は消費社会にコントロールされています。命よりも高価なものは存在しません。それなのに私たちは、高価な商品やライフスタイルのために人生を放り出しているのです。過剰な消費が世界を壊しているにもかかわらずです。ギリシャやローマの哲学者も南米の先住民族アイマラ族も同じことを言っています。「貧しい人とは少ししかものを持っていない人ではなく、無限の欲があり、いくらあっても満足しない人だ」と。発展は幸福の（　丙　）にあってはなりません。発展は本当の幸福をめざすものです。愛、人間関係、子どもを大切にすること、友達を持つこと。そして最低限のものを持つことです。幸福が私たちにとって最も大切なものなのですから。」

ムヒカ大統領は月一〇〇〇ドルで暮らしていると書きましたが、それ以外の給料は寄附をしているとのことです。大統領公邸には入らず首都郊外の質素な住居で暮らし、個人資産は一九八七年製のフォルクスワーゲン(ビートル)とトラクターと農地だとあります。自作の野菜を食べて暮らすという、およそ権力者とは遠い存在です。そこで「世界一貧しい大統領」というレッテルが貼られることになったのですが、御本人は「自分は貧しいとは思っていない。いまあるもので満足しているだけなんだ。私が質素でいるのは、自由でいたいからなんだ」と言っています。そうか、質素か、なるほどです。（　d　）それで自由が手に入るのですから、なんとすばらしいではありませんか。最近のニュースではお金や地位を求めて阿(おもね)る人ばかり見せられている気がします。自由な発想で本当に大事なことができる社会でありたい。そのためにもここで語られている自由が広がって欲しいものです。《4》

地球サミットでのスピーチでは、貧しいという言葉から通常思い浮かべる意味は間違っていると指摘されています。本当に必要なものが手に入らない状態に置かれる人がない社会を求めることはもちろん大事なのですが、そのために必要なのは「いつも、もっともっと欲しいという状況にある貧しさから皆で抜け出すことなのだ」。ムヒカさんはこう言っています。（　e　）富裕層の人がまだまだ欲しいとやっていたのでは、地球がもたないでしょう。実際には、それをやっていますね。今最も大きな問題はそこにあるのです。

ムヒカさんはここで「質素」の意味を示します。「やたらにものを欲しがるのではなく、皆の幸せを考えて、質素を楽しんでいるんですよ、私は」と。そして、「皆さんもそうしませんか。そうすれば必要なものが手に入らない貧しさから抜け出せる人が増え、地球も美しい星になるでしょう」と誇ります。

「質素」と改めて書いてみると、何かとても魅力的に見えます。私が愛用している辞書『新明解国語辞典』にこうありました。「(いざという時の入費に備えたり、困難にうちかつ精神を養ったりなどするために)むだを省き、簡素な生活を方針とする様子」。精神の養いまで含まれるんだと感心しながら、「質素が好きなんです」と言って、休日には農作業に励む大統領の姿を思い浮かべました。

皆がこのように暮らし始めたら、社会から「貧しさ」が消えて、地球も緑豊かな星となり、人間も他の生きものたちも気持ちよく生きられるようになるのではないでしょうか。セヴァンさん、グレタさんの笑顔が見られそうです。改めて書きます。C貧乏でなく質素です。ムヒカ大統領と同じところまではちょっと無理かなと思いますが、私も同じ世代ですから基本は質素です。

(中村桂子『老いを愛(め)づる』より)

問１　本文中の（　ａ　）～（　ｅ　）に入る語として最も適切なものを、次の①～⑤の中から一つずつ選びなさい。ただし、それぞれ一度しか使えない。

解答番号は（　ａ　）[1]、（　ｂ　）[2]、（　ｃ　）[3]、（　ｄ　）[4]、（　ｅ　）[5]

① しかも　② たとえば　③ ただ　④ しかし　⑤ とくに

問２　本文中の（　甲　）～（　丙　）に入る語句として最も適切なものを、それぞれ①～⑤の中から一つずつ選びなさい。

解答番号は（　甲　）[6]、（　乙　）[7]、（　丙　）[8]

甲　① 無礼講　② 逆差別　③ 意固地　④ 鉄面皮　⑤ 居丈高

乙　① 一網打尽　② 一刀両断　③ 悪戦苦闘　④ 暗中模索　⑤ 共存共栄

丙　① 未来　② 近隣　③ 圏内　④ 対局　⑤ 延長

問３　傍線部Ａ「子ども」について、日本の子どもが置かれている状況の理解を深めるために、教師から「ＯＥＣＤこどものウェルビーイングダッシュボードにおける日本の掲載状況」の中に示されている、２つの資料が提示された。以下は本文と資料に基づいた教師と生徒の対話である。空欄Ｏ～Ｑに入るものとして最も適切なものを、次の①～④の中から一つ選びなさい。解答番号は Ｏ 9 、Ｐ 10 、Ｑ 11 。

【資料１】ＯＥＣＤこどものウェルビーイングのアウトカム指数

	OECD 平均	日本
自宅にインターネット回線がないと答えたこどもの割合	4.6%	4.7%
乳児死亡率（出生 1000 人当たり）	4.2 人	1.9 人
算数や理科の成績がトップクラスである 10 歳前後のこどもの割合	14.2%	36.5%
高等教育修了見込みのこどもの割合	69.4%	74.1%
教育、雇用、訓練のいずれも受けていない（ニート）こども・若者の割合	13.7%	9.8%
自己効力感があるこどもの割合	84.0%	58.6%
成長マインドを持つこどもの割合	62.4%	66.9%
自分の人生には意味や目的があると考えるこどもの割合	68.5%	55.7%
自分の人生全体に満足度が高いと答えたこどもの割合	33.8%	19.8%

【資料２】こどもの活動・行動・人間関係／環境に関する指標

	OECD 平均	日本
相対的所得貧困状態にあるこどもの割合	12.8%	14.0%
こどものいる世帯の経済的ぜい弱性率	63.7%	34.4%
幼い頃、親と早期学習活動に参加することが多かったこどもの割合	43.0%	19.8%
親が自信を持つよう励ましてくれると答えたこどもの割合	47.4%	32.7%
幼児教育・保育に通っているこどもの割合	35.9%	32.6%
人手不足の学校に通うこどもの割合	21.6%	55.6%
教室での相対的な規律風土が悪いと答えたこどもの割合	26.9%	7.9%
学校でいじめを経験したと答えたこどもの割合	22.7%	17.3%
学校に自分の居場所があると感じているこどもの割合	71.0%	80.3%

出典：こども家庭庁　「令和５年度　諸外国等におけるこどものウェルビーイングの概念と測定方法に関する調査　図表 30」より作成

教　師　――【資料１】を検討すると、日本の子どもについてどのようなことがわかりますか。

生　徒Ａ――ＯＥＣＤ諸国と比べて、日本の子どもは（　　Ｏ　　）ということがわかると思います。

教　師　――本文を踏まえると、どのような理由が考えられますか。

生　徒Ｂ――本文では本当の幸福に「子どもを大切にすること」が挙げられていましたが、親が自分の経済的発展にばかり気を取られて、自分の本当の幸福をないがしろにしている結果が子どもにも表れているのではないでしょうか。

生　徒Ａ――でも【資料２】を検討すると、（　　Ｐ　　）なっているから、親も日本社会の中では経済的に苦しいのではないでしょうか。本文でも貧困をなくすことの大切さが指摘されていましたね。

生　徒Ｂ――たしかにそれはそうですね。ですが、【資料２】でもやはり親との関係にかかわる数値は低いものになっていますよ。

生　徒Ｃ――そうなると、親との関連について【資料１】【資料２】を総合して考えた場合、（　　Ｑ　　）と言えそうですね。

教　師　――そうですね。本文で言われているように、「発展は本当の幸福を目指す」ものであってほしいですね。

Ｏ

① 自分の人生の意味や目的を見失った結果、人生全体に満足度を感じられない状態になっている
② 自分の人生に対する満足感の高さが、真面目に学業に取組み、就労意識も高いという姿勢を生み出している
③ 学科の成績が良く、教育水準は高いものの、自分から積極的に働こうとする姿勢にはやや問題がある
④ 生活環境や教育水準は高いが、自分の人生に意味や目的を見出したり、満足することについては問題がある

Ｐ

① こどものいる世帯の経済的ぜい弱性率がＯＥＣＤ平均より低く
② 相対的所得貧困状態にあるこどもの割合がＯＥＣＤ平均より高く
③ 人手不足の学校に通うこどもの割合がＯＥＣＤ平均より高く
④ 学校でいじめを経験したと答えたこどもの割合がＯＥＣＤ平均より低く

Q

① 幼い頃、早期学習活動に参加するよう子どもを促すことで、子どもの学習意欲を高めることが大切
② 親が自信を持つよう子供を励ますことで、子供が自ら自分の成長を望むような積極性を養うことが大切
③ 子どもが長時間生活する学校の環境を大人が整え、自分の居場所があると子どもに感じさせることが大切
④ 親が自分の子どもに積極的にかかわり、自信を持つよう励ますことで、子どもの自己効力感を上げることが大切

問４　次の一文は、本文の《１》～《４》のいずれかから抜き出したものである。文が入る箇所として最も適切なものを、次の①～④の中から一つ選びなさい。

解答番号は 12

小さな国だからこそはっきりとものが言えるのでしょう。

①　《１》　②　《２》　③　《３》　④　《４》

問5　空欄［　X　］に入るものとして最も適当なものを、次の①～④の中から一つ選びなさい。
解答番号は 13

① 貧しさの中の豊かさ
② 貧しさを支えとした豊かさ
③ 豊かさを支えとした貧しさ
④ 豊かさの中の貧しさ

問6　傍線部B「食べものが欲しいとか、さびしいなどと書いたら、先生が直しましょうとおっしゃるのはわかっていました」の理由として最も適切なものを、次の①～④の中から一つ選びなさい。
解答番号は 14

① 戦争が行われている最中に、何かを欲しがることは、あってはならないことだと先生が考えていると思っていたから。
② 子どもが元気にしていないと、保護者から自分が非難されてしまうと先生が考えていると思ったから。
③ みんながひもじさや寂しさを我慢している状況で、一人だけ弱音を吐くことは許されないと考えていたから。
④ 食べものが欲しいとかさびしいとか書いてしまうのは、子供らしくないと先生が考えていると思っていたから。

問7　傍線部C「貧乏でなく質素です」の説明として最も適切なものを、次の①～④の中から一つ選びなさい。
解答番号は 15

① 無限の欲があっていつまでも満足できない貧乏ではなく、自分から必要なものを一切、放棄する質素さを追求していくことで、貧困状態から抜け出すことができるということ。

② 無限に欲しがる貧乏ではなく、皆の幸せを考えて、今あるもので満足する質素さこそが大切であり、そうした質素によって本当に必要なものが手に入らない貧乏もなくなるということ。

③ 愛、人間関係、子どもを大切にすること、友人をもつこと、最低限のものをもつことが質素によって得られる幸福であり、そうした幸福は貧乏では得られないこと。

④ お金や地位を求めても結果的には満たされない状態が維持されるだけなので、本当に必要なものが得られない貧乏から抜け出すためには、やたらにものを欲しがらない質素さこそが求められるということ。

（問題は次のページから始まる）

第2問　次の文章を読んで、後の問いに答えなさい。

民法の成年年齢は、大きく分けて二つの意味を持っています。ひとつが「契約年齢」であり、もうひとつが「親権の対象となる年齢」です。

まず、契約年齢とは、親等の同意なく一人で契約を結ぶことができる年齢をいいます。ここでのポイントは「一人で[A]」という部分です。

一般に、未成年者は心身が十分に発達しておらず、社会経験も乏しく、未だ判断能力の成熟過程にあると考えられています。こうした未成年者を保護するため、民法は、原則として未成年者がする契約には親等（法定代理人）の同意を必要としました。万が一、未成年者が親等の同意を得ることなく契約した場合、その契約は後から取り消すことができます。これを「未成年者取消権」といいます。

《1》未成年者取消権は、皆さんが想像する以上に強力な権利です。一般に、契約にはコウ(ア)ソク力があるため、一度結んだ契約はそう簡単に取り消すことができません。ところが未成年者は、契約のときに未成年だったというただそれだけの理由で、その契約が不当なものだったかどうかを問うことなく、契約を一方的に取り消すことかできるのです。

《2》ただし、未成年者が取引の相手方に対し、「親から同意を得ている」などと積極的に嘘(うそ)をついた（詐術を用いた）場合には、契約を取り消すことができなくなる場合もあるので注意が必要です。

ここで、鋭い方なら、ひとつの疑問が頭に浮かんでいるのではないでしょうか。少なくとも中高生になれば、一人で買い物をすることぐらい珍しくありません。買い物は「売買」という契約です。そうすると、こうした買い物にも親等の同意が必要になるのでしょうか。

《3》未成年者が単に権利を取得したり、義務を免れるだけの場合や、親等から処分を許された財産の処分、親等から許可を得た営業に関する契約等については、例外的に、未成年者でも親等の同意なく一人で契約できるのです。中高生がお小遣いでお菓子や文具を

買うといった例は、親等から使うこと（処分）を許されたお金（財産）で買い物（契約）をしたものとして、民法上も有効と扱われます。

《4》こうして見ると、未成年者は「親等から処分を許された財産の範囲内での契約等は一人で有効にすることができ、その範囲を超える買い物は、［　X　］取り消すことができる」という形で、きちんとした法的保護を受けながら、何のシショウ(イ)もなく実生活を営むことができるようになっているということがお分かりいただけるのではないでしょうか。

民法が定める未成年者取消権は、①消費者被害[B]の救済の面からは「後戻りのための黄金の橋」「消費者被害の特効薬」、②消費者被害の予防の面からは「鉄壁[C]の防波堤」「消費者被害の予防薬」などと言われ、消費者被害の救済にも予防にもとても役立っている重要な制度です。

まず、①の消費者被害の救済の面を見てみましょう。

未成年者取消権は、未成年者は判断力や社会経験に乏しく、自分で判断して契約を結ぶ能力に欠けるので、一人で契約ができる権利を制限し、仮に一人で契約してしまった場合には後で契約を取り消せることとして未成年者を保護するものです。したがって、どんな種類の契約も対象としているのですが、実際には消費者被害からの救済の場面で威力を発揮します。

たとえば、悪質業者からうまいことを言われて高額の英会話教材を買わされたが、その後よく考えてみたら必要なかったという場合、いったん契約を結んでいる以上、その契約をなかったことにして支払った代金を取り戻したり、代金を支払わなくてよいようにしたりすることは、一般的にはとても大変です。契約を解消するには、たとえばクーリングオフをしたり、民法の詐欺取消や消費者契約法の不実告知（事実と違うことを告げて勧誘）を理由とする取消をしたりする必要があります。しかし、そのためには契約を結んだ状況やどうやって勧誘されたかなどを消費者が立証しなければなりません。事業者は簡単に非を認めませんし、裁判にでもなれば、取引の内容や勧誘の状況が争点となり、その主張や立証に時間も費用もかかります。

ところが、未成年者の場合は、契約の当時未成年だったことさえ立証できれば未成年者取消権を使えるわけで（この立証は大変簡単

です）勧誘状況などを問題にせずに契約の解消が認められます。だから、冒頭のように「黄金の橋」とか「特効薬」とか呼ばれるのです。

次に、②の消費者被害の予防の面はどうでしょうか。

未成年者取消権は年齢で区切って一律に未成年者を保護しているため、被害の予防という面でも絶大な効果をもたらしています。事業者は苦労して勧誘して契約を結ばせても、未成年だったというだけの理由で後から契約が取り消されてしまう可能性があるため、相手が未成年者かを確認し、未成年者であればそもそも勧誘しません。つまり、未成年者は未成年者取消権があることで消費者被害から守られています。だから、冒頭のように「防波堤」とか「予防薬」とか呼ばれるのです。

こうした保護の線引きが成年年齢引下げによって一八歳に下がり、満一八歳になれば「黄金の橋」を渡ることができなくなり「防波堤」も取り払われてしまうため、悪質業者からターゲットにされてしまうことが予想されます。そのことをきちんと認識することが大切です。

若者は、社会的経験や知識が少なく、判断力が不足しています。また、契約や交渉において他者から自分自身を守る能力を身につけている途中にあります。そのため、悪質な事業者にターゲットとされ、言葉巧みな勧誘やイ(ウ)アツ的な勧誘などを受けて契約をしてしまうなどの消費者被害に遭いがちです。

また、若者は友人や先輩後輩などの人間関係の影響を受けやすかったり、さらに最近ではＳＮＳ上の多くの情報に左右されやすかったりする特徴があり、事業者がそこにつけ込んで勧誘を行ない、契約させられてしまうという被害も多く見られます。

では、若い人はまだ十分な判断ができないことが多いといわれているのはなぜでしょうか。

一般に、若い人は判断能力が未熟で消費者被害に遭いやすいといわれています。事業者からの勧誘により誤信・混乱・セン(エ)リョという心理状態に至りやすいとも指摘されており、最近の消費者保護立法においては、行動経済学や社会心理学等の成果も積極的に採り入れられています。

ここでは、若年者が消費者被害に遭いやすい原因を脳の特徴に求める考え方を紹介します。[D]

人間が考えや行動を決める（これを「意思決定」といいます）とき、脳の中では、「速い思考（自動システム）」と「遅い思考（熟慮システム）」の二つのシステムが働くと考えられています。「自動システム」は外部からの情報をもとに自動的・反射的に高速で判断するための仕組みで、「熟慮システム」は論理や理性を働かせてじっくり判断するための仕組みです。

「自分はよく考えて行動している」という人でも、実は、普段の意思決定は主に「自動システム」が制御していて、「熟慮システム」は、自動システムが間違えそうなときや大事な意思決定をするときに働くだけです。

a　「熟慮システム」の働きの中心を担うのは、脳の前頭葉にある「前頭前皮質」です。

b　この二つのシステムは、人間の脳の中のいくつかの部分が役割分担をして働いています。

c　このように二つのシステムがうまく連携することで、人間は、比較的短い時間で、あまり大きな間違いをすることなく意思決定ができるのです。

d　若者が、ときどき判断能力が不十分と思われる行動をとることがあるのも、こうした脳の発達に関係しているのです。

e　この「前頭前皮質」の発達は他の部分より遅く、二五歳未満の若者は、「熟慮システム」がまだ発達途上で十分働きません。

シンチョウ(オ)な判断をするための「熟慮システム」の機能は、興奮、不安、困惑、焦りなどの感情や、疲労によっても大きく低下します。悪質商法の勧誘手法には、「契約しないと大変なことになる」などと不安や焦りを生じさせたり、長い時間、執拗（しつよう）に勧誘して消費者を困惑、疲労させたりするものが多く、これらは「熟慮システム」を麻痺（まひ）させる手法といえます。

「熟慮システム」が麻痺すると、「自動システム」だけで判断することになり、ミスが生じやすくなります。特に、「自動システム」は、与えられた情報をもとに反射的にパターン化された判断を下すため、外部からコントロールされやすい特徴があります。たとえば、「借りは返さずにはいられない」という「返報性」と呼ばれる思考パターンがあり、勧誘に頻繁に利用されています。ＳＮＳを利用し

たマルチ商法などの勧誘では、ターゲットとなる消費者に対し、あらかじめＳＮＳの「いいね」やコメントで親切な対応をし、親しくなっておくことで「借り」の気持ちを生じさせ、勧誘を断りにくくする手法が用いられることが多いので、注意が必要です。

もともと「熟慮システム」が発達途上にある若者の消費者被害を防ぐには、①興奮、不安、困惑、焦りや疲労を利用した勧誘には絶対に応じないこと、②「自動システム」の思考パターンを利用した勧誘手法に関心をもち、備えておくことか大切です。たとえばスーパーの試供品販売も「返報性」を用いているなど、普段目にする広告や勧誘にも「自動システム」を刺激する手法が用いられています。どんな勧誘手法があるか調べて、日ごろから広告や勧誘をチェックする習慣を付ければ、心に余裕ができて被害に遭いにくくなるので、ぜひ実践してみてください。

（日本弁護士連合会消費者問題対策委員会『狙われる18歳!?』より）

問１　カタカナで書かれた（ア）～（オ）の傍線部の漢字と同じ漢字を含むものを、それぞれ①～⑤のうちから一つずつ選びなさい。
解答番号は（ア）16、（イ）17、（ウ）18、（エ）19、（オ）20

（ア）　コウソク

① 産業をシンコウする。
② 物事にコウデイする。
③ セイコウなつくりだ。
④ 勢力のキンコウを図る。
⑤ コウカはてきめんだ。

（イ）　シショウ

① 鳩は平和のショウチョウだ。
② 人心をショウアクする。
③ ハッショウの地を訪れる。
④ 安全ホショウを協議する。
⑤ 早寝早起きをスイショウする。

（ウ）　イ|アツ

① イ|ケイの念をもつ。
② スイ|イを見守る。
③ アン|イだ。
④ 気持ちが|イ|シュクする。
⑤ イ|セイのよい掛け声だ。

（エ）　セン|リョ

① 学問にセン|シンする。
② キセン|を制する。
③ セン|ガクを恥じる。
④ 学んだことをジッセン|する。
⑤ セン|レンされた仕草だ。

（オ）　シン|チョウ

① しばらくキン|シン|する。
② シン|ネンを貫く。
③ ケン|シン|的に看護する。
④ 資格シン|サが通った。
⑤ シ|シン|を示す。

問２　本文中の［　　］で囲んだ**a**～**e**の文を意味の通るように並べたものとして、最も適当なものを、次の①～⑤の中から一つ選びなさい。

解答番号は 21

① a―e―b―d―c
② a―b―e―c―d
③ b―a―c―d―e
④ c―a―b―d―e
⑤ c―b―a―e―d

問３　傍線部Ａ「一人で」という部分」がポイントである理由として最も適切なものを、次の①～④の中から一つ選びなさい。

解答番号は 22

① 成年年齢に達しない場合、契約には原則親等の同意が必要であり、未成年者が親等の同意を得ずに契約した場合は、その契約を後から取り消すことができるが、一人で契約が結べるようになる成年年齢に達した場合、判断力が未発達であっても、契約を一方的に取り消すことが出来なくなるから。

② 成年年齢には大きく分けて二つの意味があるが、その一つである契約年齢とは、一人で契約を結ぶことができるかどうかということを問題としており、成年年齢に達して、一人で契約を結べるようになることで周りからしっかりと判断ができるようになった大人と認められるようになるから。

③ 未成年者は心身が十分に発達しておらず、社会経験も乏しいが、「売買」という契約を経験することで成長が期待できるため、民法では、中高生であってもお小遣いでお菓子や文具を一人で買うことができるようになっており、親等から処分を許された財産で契約をしたものとして有効となるから。

④ 日本の民法では、成年年齢に「契約年齢」と「親権の対象となる年齢」という二つの意味を持たせているが、未成年者にとって重要なのは「親権の対象となる年齢」に達したかどうかであり、親権の対象となる年齢からはずれると、一人で権利を行使できる一方で、義務を履行しなければならないから。

問４　次の一文は、本文の《１》～《４》のいずれかから抜き出したものである。文が入る箇所として最も適切なものを、次の①～④の中から一つ選びなさい。

解答番号は 23

実は、未成年者の法律行為にはいくつかの例外があります。

① 《１》　② 《２》　③ 《３》　④ 《４》

問５　空欄 X に入るものとして最も適当なものを、次の①～④の中から一つ選びなさい。

解答番号は 24

① 親等の同意がない限り
② 保護者の同意がある限り
③ お小遣いで買ったものであれば
④ お小遣いで買ったものでなければ

問６　傍線部Ｂ「消費者被害」について、本文を読んだ後、さらに理解を深めるために教師から【資料】が配布された。以下は本文ならびに【資料】に基づいた教師と生徒の対話である。対話文の空欄Ｏ～Ｒに入るものとして最も適切なものを、それぞれ次の①～⑤の中から一つ選びなさい。

解答番号は O 25 、 P 26 、 Q 27 、 R 28

【資料】

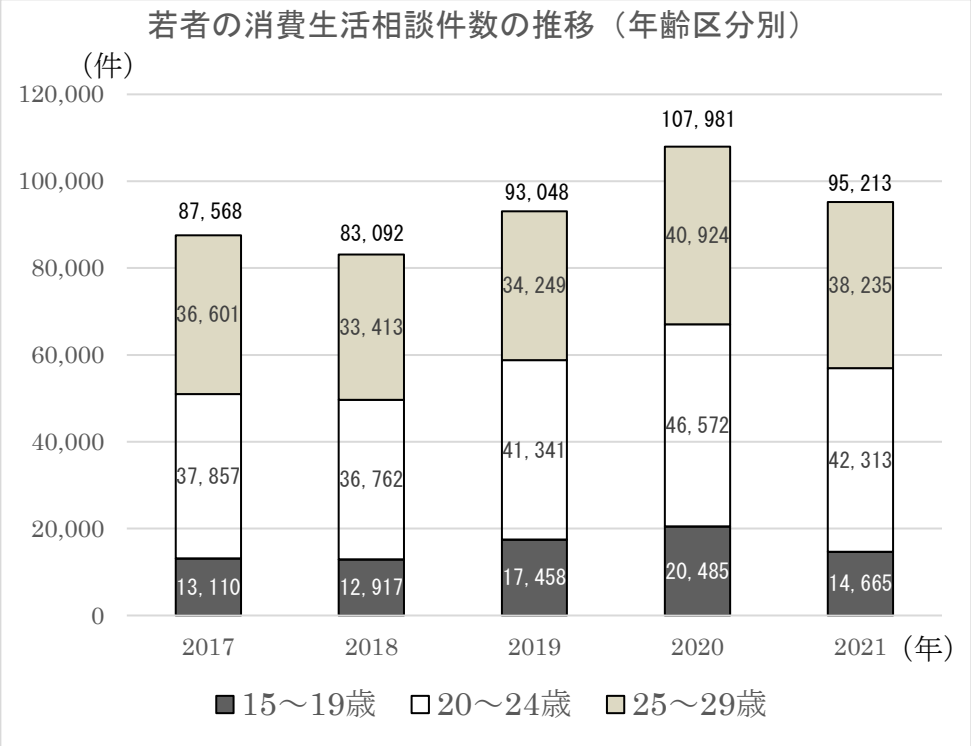

出典：消費者庁　「令和４年版消費者白書」より作成
なお、2022 年３月まで成年年齢は 20 歳であった。

教　師　――資料は、若者の消費生活相談件数の推移を示しています。みなさんも覚えていると思いますが、２０２２年３月までは、成年年齢は20歳でした。資料をみてどのようなことに気が付きますか。

生　徒Ａ――資料に示されている２０２１年までは、成年年齢が20歳であったことを考えると、本文で説明されているように、未成年者は（　　Ｏ　　）によって保護されていることがわかります。

教　師　――なぜ、そう考えましたか？

生　徒Ａ――資料からは、（　　Ｐ　　）からです。

教　師　――他に何か気が付いたことはありますか？

生　徒Ｂ――資料から（　　Ｑ　　）が読み取れます。これは年齢とともに判断能力が上がっていることを示しているのではないでしょうか。

教　師　――そうですね。「熟慮システム」が発達途上にある若者の消費者被害を防ぐためには、（　　Ｒ　　）が必要になりますね。

Ｏ
① 「売買」契約
② 熟慮システム
③ 親等（法定代理人）
④ 未成年者取消権
⑤ 消費者被害救済手続き

P

① 未成年である15～19歳は、他の年齢よりも消費生活相談件数が少ない
② 社会経験が乏しく、判断能力が成熟過程の若者の消費者トラブルが多い
③ 25～29歳の消費生活相談件数が最も多いのは２０２０年である
④ 若者の消費者トラブルが年々、増加の傾向にあることがわかる
⑤ 年々、相談件数が増えていたが、２０２１年には減少した

Q

① 若者の消費生活相談件数が最も少なかったのは２０１８年であること
② 若者が消費者トラブルに巻き込まれるケースがなかなか減らないこと
③ 20～24歳よりも、25～29歳の方が、消費トラブルが少ないこと
④ 15～19歳の相談件数よりも20～24歳の相談件数の方が多いこと
⑤ 成年に達すると消費者トラブルに巻き込まれることが多くなること

R

① 親等はもちろん、友人や先輩後輩など、周囲の人に積極的に相談すること
② 自動システムの思考パターンを利用した勧誘方法に関心をもって備えること
③ 未成年者取消権など、法律の規定をよく理解して活用できるようにすること
④ 親等の同意を得ることを、成年に達した後も継続して実施すること
⑤ 中高生のうちから、売買契約などの経験を一人で積むこと

問７　傍線部Ｃ「鉄壁の防波堤」の具体的内容として最も適切なものを、次の①～④の中から一つ選びなさい。

解答番号は 29

① 未成年者が親等の同意なく、一人で契約をしてしまった場合に、未成年者取消権により、後から契約を取り消せることとして、未成年者を保護している。

② クーリングオフや、民法の詐欺取消や消費者契約法の不実告知などを活用することで、いったん行った契約を取り消せることとして消費者を保護している。

③ 未成年者取消権があることで、未成年者であれば、未成年だったというだけの理由で後から契約が取り消されてしまう可能性があるため、事業者が未成年を勧誘しない。

④ 親等や教師など、未成年に関わる人が、悪質な事業者を見分け、事業者からの勧誘などを受けて若者が一人で契約をしないように消費者教育をする。

問８　傍線部Ｄ「若年者が消費者被害に遭いやすい原因を脳の特徴に求める考え方」と一致するものとして最も適切なものを、次の①～④の中から一つ選びなさい。

解答番号は 30

① 「自動システム」は、与えられた情報をもとに反射的にパターン化された判断を下すため、外部からコントロールされやすい。

② 「自分はよく考えて行動している」という人は、普段から「自動システム」よりも「熟慮システム」の方をよく用いている。

③ 「熟慮システム」の一つである「借りは返さずにはいられない」という思考パターンは、勧誘手法の一つとなっている。

④ 「自動システム」は高速で判断する仕組みのため、効率を重視する若年者は「自動システム」に頼りがちとなる。

（白紙ページ）